

首席家庭裁判所調査官等に関する規則

昭和57年6月14日最高裁判所規則第4号

改正 平成7年7月5日最高裁判所規則第4号
平成16年3月31日最高裁判所規則第4号

首席家庭裁判所調査官等に関する規則を次のように定める。

首席家庭裁判所調査官等に関する規則

(首席家庭裁判所調査官)

第一条 家庭裁判所に首席家庭裁判所調査官を置く。

2 首席家庭裁判所調査官は、当該家庭裁判所（支部を除く。）の家庭裁判所調査官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、最高裁判所が命ずる。

3 首席家庭裁判所調査官は、当該家庭裁判所の家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務（調査事務に関する家庭裁判所調査官補の補助事務を含む。以下同じ。）について指導監督し、並びに関係行政機関その他の機関との連絡調整の事務をつかさどる。

4 高等裁判所は、当該高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官に、その管轄区域内の家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が行う前項の事務の調整を命ずることができる。

(次席家庭裁判所調査官)

第二条 家庭裁判所に次席家庭裁判所調査官一人（最高裁判所の指定する家庭裁判所にあつては、最高裁判所の定める員数）を置く。

2 次席家庭裁判所調査官は、当該家庭裁判所（支部を除く。）の家庭裁判所調査官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、最高裁判所が命ずる。

3 次席家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務についての指導監督並びに関係行政機関その他の機関との連絡調整の事務に関し、当該家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官を助ける。

(平七最裁規四・一部改正)

(総括主任家庭裁判所調査官)

第三条 最高裁判所の指定する家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に総括主任家庭裁判所調査官を置く。

2 総括主任家庭裁判所調査官は、当該家庭裁判所又は家庭裁判所の支部の家庭裁判所調査官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、最高裁判所が命ずる。

3 総括主任家庭裁判所調査官は、最高裁判所の定めるところにより構成する家庭裁判所調査官又は家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の組（以下単に「組」という。）のうち、当該家庭裁判所の指定する二以上の組の家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務について指導監督する。

4 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の支部の総括主任家庭裁判所調査官が二人以上であるときは、上席の総括主任家庭裁判所調査官が、当該支部の家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務について指導監督する。

(主任家庭裁判所調査官)

第四条 家庭裁判所及び最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に主任家庭裁判所調査官を置く。

2 主任家庭裁判所調査官は、組に属する家庭裁判所調査官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該家庭裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任家庭裁判所調査官は、当該組に属する家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務について指導監督する。

4 家庭裁判所の支部（前条第一項の規定による指定を受けたものを除く。）の主任家庭裁判所調査官が二人以上であるときは、上席の主任家庭裁判所調査官が、当該支部の家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務について指導監督する。

(高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官)

第五条 高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官は、当該高等裁判所の家庭裁判所調査官の一般執務及び調査事務について指導監督する。

(平一六最裁規四・追加)

(他の法令に定める裁判官、家庭裁判所調査官等の権限との関係)

第六条 この規則に定める首席家庭裁判所調査官、次席家庭裁判所調査官、総括主任家庭

裁判所調査官、主任家庭裁判所調査官及び高等裁判所の上席の家庭裁判所調査官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。
（平一六最裁規四・旧第五条繰下・一部改正）

附則抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十七年七月十五日から施行する。

（次席家庭裁判所調査官等に関する規則の廃止）

2 次席家庭裁判所調査官等に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前に旧規則の規定によりされた次席家庭裁判所調査官二人を置く家庭裁判所の指定及び主任家庭裁判所調査官を置く家庭裁判所の支部の指定は、この規則第二条第一項又は第四条第一項の規定によりされたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に首席家庭裁判所調査官、次席家庭裁判所調査官又は主任家庭裁判所調査官として任命されている者は、この規則第一条第二項、第二条第二項又は第四条第二項の規定により任命されたものとみなす。

附則（平成七年七月五日最高裁判所規則第四号）

この規則は、平成七年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日最高裁判所規則第四号）

この規則は、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。